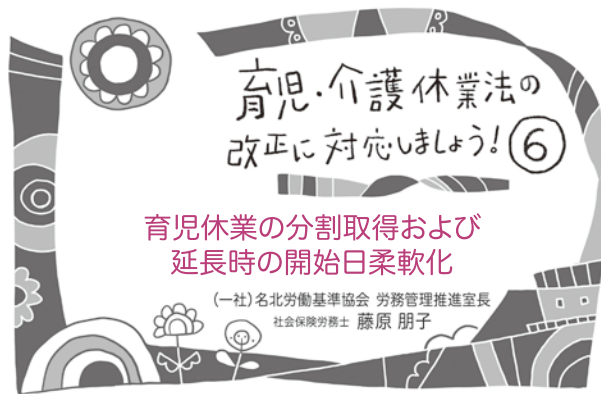


原則となる1歳までの育児休業は、これまで1回限りの連続する期間の取得とされてきましたが、令和4年10月1日の改正により、2回に分割して取得することができるよう



うになりました。これにより、例えば父母が交互に育児休業を2回ずつ取得することも可能となります。父親が産後パパ育休を2回に分割して取得する場合は、父親は計4回育児休業を取得するこ

とが可能になります。

育児休業を2回に分割する場合であっても、育児休業の繰り上げ、繰り下げについてはこれまでと同様に行うことができます。また、撤回については1回の育児休業取得とみなされます。

また、子が1歳または1歳6か月になる時点で保育園に入れないなどの特別な事情がある場合は、それぞれ1歳6か月、2歳になるまで育児休業を延長することができます。従前は、延長する育児休業の開始は子の1歳の誕生日、1歳6か月の誕生日に当日に限られていましたが、改正により、両親のどちらかが子の1歳の誕生日、1歳6か月の誕生日、1歳6か月の誕生日から育児休業を取得している場合は、配偶者の育児休業終了日以前の任意の日から育児休業を行うことができることになりました。

育児休業の開始日や期間について、これまでよりもかなり自由度が増していますので、新制度を活用することで男性の育児休業取得に対するハードルを下げることを期待できます。

愛知県下各労働基準協会では改正育児・介護休業法に関する『労働者・出産育児を申し出た労働者へのインターネット研修』『労務人事・相談窓口担当者向けインターネット研修』『育児休業・パパ育休の相談代行』を実施しています。

詳しくは、次のQRコードもしくは当協会総合受付(☎052-961-1166)にお問い合わせください。



- ①「育児休業・パパ育休研修」「労働者からの相談代行」案内
- ②勤労者労働総合相談センター

【改正後の育児休業取得例】

産後8週間	～1歳	～1歳6か月	～2歳
産後休業	育児休業(原則)	育休延長1	育休延長2
産後パパ育休			

会員事業場専用無料相談ダイヤル **企業の労働110番!** ☎ 052-961-7110
 FAX 052-961-9635 roudou110@meihokurouki.or.jp